

環境教育・環境学習ネットワーク会議傍聴実施要領

- 1 この要領は、環境教育・環境学習ネットワーク会議（以下「会議」という。）の傍聴の実施について、必要な事項を定める。
- 2 会議は原則として公開とする。ただし、会議の議題等の都合により、会議構成員の総意によりこれを非公開とすることができる。
- 3 会議の傍聴者の定員は原則として 10 人以内とする。
 なお、開会時刻 10 分前の時点で定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定し、また、定員に達しない場合は、会議閉会時まで先着順に受け付ける。
- 4 傍聴希望者は、事務局から傍聴章の交付を受け、これを常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には事務局に返還する。
- 5 傍聴者による写真、ビデオ等の撮影、録音はできない。
- 6 傍聴者が次の事項を遵守せず、かつ、座長の指示に従わない場合には、傍聴の許可を取り消すことができる。
 - (1) 会議構成員の発言に対し、拍手やその他の方法で賛否を表明しないこと。
 - (2) 話をしたり、笑ったりして騒ぎ立てないこと。
 - (3) はちまき、腕章などをして示威的行為をしないこと。
 - (4) 病気その他の理由により座長の許可を得たとき以外は、コート、マフラーなどを着用しないこと。
 - (5) 飲食、喫煙をしないこと。
 - (6) コンピュータ、携帯電話及びスマートフォン等は使用しないこと。
 - (7) むやみに席を離れないこと。
 - (8) その他、会議の秩序を乱すことや、会議の妨げになるような行為をしないこと。
- 7 会議の傍聴の実施に関する事務は、環境政策部環境企画課が行う。

傍聴章

| | |
|-------|-----------------------|
| No. | 環境教育・環境学習 ネットワーク会議 |
| 傍 聴 章 | |